令和４年度第１回 大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会

ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会議事概要

開催日時：令和４年７月２１日（木曜日）　午前10時００分から午前11時00分

場所：大阪府立母子・父子福祉センター　４階会議室

出席委員：神原　文子　　神原人権文化研究所（社会学者(博士)・専門社会調査士）【部会長】

杉谷　文明　　杉谷法律事務所（弁護士）

会議の概要

１　開会

２　あいさつ

３　議題

（１）会議の公開・非公開について

（２）ひとり親雇用等貢献企業顕彰の審査基準、募集要項等について

（３）その他

４　閉会

主な意見等（○：委員（及び部会長）、●：事務局）

**議事(1)について**

○部会長）資料１および事務局の説明を踏まえ、本日の会議については「公開」、次回の応募内容を審査する会議については「非公開」としたいが、いかがか。

○委　員）異議なし。

**議事(2)について**

**【ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会運営要綱（案）、**

**大阪府子育てハートフル企業顕彰基準（案）募集要項（案）・応募用紙（案）について】**

○部会長）資料２から５および事務局の説明を踏まえ、ご意見等お願いします。

○委　員）資料３の基準日を６月１日にしている理由や根拠はなにか。

●事務局）障がい者の雇用状況の報告日が6月１日となっており、それに合わせている。

○委　員）継続した雇用の基準について、応募用紙の区分（１）では１年間、区分（２）では３か月とあるが、これらは国の基準通りという認識でよいか。

●事務局）区分（１）は正社員の雇用状況について評価するものであり、通常１年間の業務サイクルを経て継続して就業するか判断するケースが多いと考え、１年間とした。また、区分（２）は国の助成制度を参考に３か月とした。

○委　員）資料３の顕彰基準１、「表彰する日」を「申請する日」に変更した理由はなにか。

　　　　　「７　留意事項」において、表彰する日において応募要件を満たす要件をもうけるのであれば、結局表彰する日に満たしておかないといけないので、あえて変更する理由もないかと思う。

○部会長）只今の委員の質問に関連して、応募要件を満たさなくなった場合に表彰を取り消すとあるが、確認方法はどう考えているのか。

●事務局）応募企業へ表彰の決定通知を送る際に、現在も要件を満たしているか確認する別紙を併せて送付し確認する予定である。

○部会長）応募要件は、申請時の条件である。加えて、企業に通知をする時点で、事務局からの提案どおり、変更がないかを確認した後に表彰すればよいのではないか。

○委　員）申請時点で要件を満たしていないならば、応募はできないと思う。また、表彰前にも要件を確認できるのであれば、事務局案に意義なし。

ただし、後で表彰を取り消すという点は引っかかるが、やむを得ないとも考える。

○委　員）応募時点で要件が整っているのであれば、表彰時点で応募要件を満たしていなくてもいいように思うが、故意の潜脱行為の可能性もあるので、表彰時点で要件を満たすという条件も入れてもいいとは思う。

○部会長）申請・表彰時点のそれぞれで応募要件を満たしていることは必要であると考える。表彰前に申請時点から変更がないか確認することでよろしいか。

○委　員）異議なし。

○委　員）資料４について、１点確認がある。応募要件を満たさなくなった場合に表彰を取り消すことがありますという記載は曖昧であるが、取り消さない場合はあるのか。

○部会長）応募要件を満たしていない場合に取り消さないことは考えられないので、「取り消します」としてはどうか。

●事務局）ご指摘いただいた点については確認し、修正する。

○部会長）では、その1点について修正を行い、その他資料２～５については事務局の提案どおり原案どおりでよろしいか。

○委　員）異議なし。

**議事(3)について**

**【最低基準の検討、今後のスケジュール（案）について】**

　　○部会長）資料６および事務局からの説明を踏まえ、ご意見等お願いします。

○委　員）最低基準を設けることは賛成であるが、基準の内容は検討が必要と考える。

○部会長）同意見である。

●事務局）最低基準については、委員の皆様のご意見を伺いながら、引き続き検討していきたい。

○部会長）スケジュールについても、原案どおりでよろしいか。

○委　員）異議なし。

　　　●事務局）では今回いただいた意見を踏まえ、部会長と最終調整を行い、各委員に共有させていただく。

以上。